

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「おいしいものをお値打ちに提供する」を経営理念として掲げており、これを実現することが当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識し、その実現のため、透明性、公正性をもって、経営課題に関し、迅速、果敢な意思決定をすることができるガバナンス体制を構築いたします。また、当社は、すべての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の実質的確保と適切な権利行使に資するため、環境の整備を行っております。会社情報につきましては、株主の権利行使に必要な情報は積極的に開示し、適切に行使いただけるよう情報の発信と体制を整備いたします。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

[補充原則1-2-4] 株主総会における権利行使

当社は、株主が議決権を行使しやすい環境作りのため、2021年5月の定時株主総会より議決権の電子行使を可能とする議決権行使ウェブサイトを整備しておりますが、機関投資家等のための議決権電子行使プラットフォームは採用しておりません。

招集通知の英訳につきましても、現状、海外投資家の比率が相対的に低いため行っておりません。今後海外投資家の比率などの動向を見て、必要と判断した場合には採用する予定であります。

[原則2-6] アセットオーナーとしての機能発揮

当社は、給付型企業年金を導入しております。企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮に関しては、今後、担当部門に企業年金の運用に適切な資質をもった人材を配置するなど検討してまいります。

[補充原則3-1-2] 情報開示の充実

英文での情報開示につきましては、現在のところ行っておりませんが、今後、株主構成等を勘案し、必要に応じて対応を進めてまいります。

[補充原則3-2-1] 外部会計監査人

外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定、外部会計監査人の監査計画内容、監査実施状況、監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握及び評価を行っておりますが、外部監査人候補者の評価に関する明確な基準の策定については、今後監査役会において検討してまいります。

[補充原則4-1-2] 取締役会等の責務

当社は、中期経営計画を株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その達成に向け最善の努力を行っております。当該中期経営計画は半年での進捗を鑑み都度修正をかけております。現在、当社は、中期経営計画を開示しておりませんが、今後は、開示について検討してまいります。

[補充原則4-2-1] インセンティブ報酬

当社の役員報酬は、役位及び職責等に応じた固定報酬及び業績に応じた役員賞与としております（但し、社外取締役、監査役は固定報酬のみ）。また、自社株報酬は実施しておりませんが、役員報酬からの役員持株会による自社株式購入を推奨しております。持続的な成長に向けた中長期的な業績連動や自社株報酬などの健全なインセンティブが機能する仕組みについては、今後必要に応じ検討してまいります。

[補充原則4-10-1] 任意の仕組みの活用

当社は、取締役の指名・報酬の決定等については、独立社外取締役が中立的な立場で、適切な関与、助言を行っており、その責務を十分果たしていることから、現時点では、諮問委員会等を設置しておりませんが、役員の選任退任及び報酬の更なる透明性を図るため、任意の指名・報酬委員会の設置について検討してまいります。

[補充原則4-11-3] 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会の実効性の評価及びその結果概要の開示につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4] いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式を保有しておりませんが、取引先との長期的及び安定的な関係の構築や営業推進などを目的として、中長期的な当社の企業価値向上の観点から保有を検討する場合があります。保有株式につきましては、取締役会においてその保有の合理性につきまして、毎年検証いたします。議決権の行使に当たっては、当該企業の企業価値向上に資するものであるか、また当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかを判断したうえで、議決権行使をいたします。

[原則1-7] 関連当事者間の取引

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会に付議し、取引内容や取引条件の妥当性について十分に検討の上、承認を得ることとしております。

[原則3-1] 情報開示の充実

(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、「おいしいものをお値打ちに提供する」です。

現在当社では、精肉事業、惣菜事業、レストラン事業、食品事業、和菓子事業の5つの事業を手がけておりますが、今後はこれらを中心としながら、当社の最大の強みである時代の動きを読む力をさらに磨き、次なる社会情勢やお客様のニーズを踏まえた新事業・新業態の開発を、スピーディーかつ強力に推し進めてまいります。

当社は、中期経営計画を公表しておりませんが、中期目標を取締役会において策定し、単年での進捗を鑑み都度修正をかけております。今後、中期経営計画の開示について検討してまいります。

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、企業価値をより一層高めるため、業績の向上はもちろん、経営の健全性、効率性、透明性の向上、コンプライアンス体制の確立を図り、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現していくことを基本的な考えとしております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員の報酬は、役位及び職責等に応じた固定報酬及び業績に応じた役員賞与から構成されており、1996年9月期定時株主総会において決議された限度額（取締役は年額300百万円、監査役は年額40百万円）の範囲内で、会社の業績・収益状況を考慮して決定しております。取締役分報酬総額の各取締役への配分は、役位及び職責等に応じて設定し、その決定については取締役会の決議により、代表取締役に再一任し決定することとしております。監査役分報酬総額の各監査役への配分は、それぞれの職務に応じて算定し、監査役会において決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補者の選定を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また、監査役候補者の選定に当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任理由を当該候補者の選任議案に係る株主総会参考書類において開示することとしております。

[補充原則4-1-1] 取締役会等の責務

当社は、経営の意思決定、監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議を設け、業務執行の機動性と柔軟性を高めることとしております。取締役会は、経営の基本方針、法令・定款及び取締役会規程に定められた事項を決定しております。経営会議は、取締役及び執行役員が出席し、業務執行に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

[補充原則4-3-3] CEO解任手続き

現状、代表取締役の解任に関する具体的な評価基準、手続は定めておりません。但し、当社は、3名の社外取締役及び2名の社外監査役により経営の監視がなされており、代表取締役が不正又は不法行為等により著しく企業価値を毀損する等の事態が発生した場合には、上記社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、解任の是非について審議の上決定いたします。

[原則4-9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立役員の独立性判断基準につきましては、当社ホームページ上で開示しております。以下のURLをご参照ください。

<https://www.kakiyasuhonten.co.jp/ir/management/governance.php>

[補充原則4-11-1] 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社取締役会は、当社業務に精通し、機動性のある業務執行を行っている業務執行取締役と、高度な専門知識を有し、幅広い視点から経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されており、多様性と適正規模についても検討したうえで決定しております。取締役の選任に関しましては、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識と経験を備え、当社業務における実績と見識を有しているかなどについて検討のうえ選任することとしております。社外取締役にしましては、企業経営者として豊富な経験を有する者、企業法務に精通し、豊富な経験と知識を有する弁護士等が適切なバランスで選任されるように検討し決定しております。

[補充原則4-11-2] 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の社外監査役2名は、上場企業の役員等を兼任しております。兼任者数は、合理的な範囲と考えており、当社の監督・監査業務には支障ないと考えております。社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて開示しております。

[補充原則4-14-2] 取締役・監査役のトレーニング

当社では、新任者をはじめとする取締役及び監査役は、各自の判断において、当社業務及び取締役又は監査役としての必要な知識を取得するため、セミナー等に参加するなどしてその知識の研鑽に努めることとしております。その際の費用については会社で負担しております。

[原則5-1] 株主との建設的な対話に関する方針

当社におきましては、IR統括担当を管理本部長とし、経営管理部をIR担当部門としております。株主から対話の申し入れがあった場合には、経営管理部が代表取締役や管理本部長と協議のうえ、対応することとしております。また、アナリスト、機関投資家に対しては、第2四半期及び期末決算発表後に、説明会を開催し、当該説明会においては代表取締役が説明を行っております。株主との対話に当たっては、未公表の重要事実の取扱いについて、株主平等原則の観点から、金融商品取引法等の関連法令遵守はもとより、インサイダー取引防止を目的とした「内部者取引管理規程」に基づき、情報管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社赤塚興産	902,540	8.62
赤塚 保正	313,500	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	278,000	2.65

株式会社百五銀行	273,000	2.60
東京海上日動火災保険株式会社	260,000	2.48
赤塚 勝子	249,484	2.38
赤塚 美雪	205,500	1.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	202,400	1.93
柿安社員持株会	181,678	1.73
柿安取引先持株会	152,300	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

※上記の他、当社所有の自己株式1,978千株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上垣 清澄	他の会社の出身者											
木立 真直	学者											
大上 有衣子	弁護士						▲					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上垣 清澄	○	----	長く食の産業界において役付取締役役に在任し、直接企業経営に参画されており、その豊富な経験及び知見から、当社の経営に有用な助言、提言ができる人材として選任。
木立 真直	○	----	流通論、特に食品の流通や小売・卸、外食産業などの研究を専門としており、その専門家としての豊富な経験と学識から、当社の経営に有用な助言、提言ができる人材として選任。
大上 有衣子		----	弁護士として、法律分野、コーポレートガバナンスに関する豊富な経験と知識から、当社の経営に有用な助言、提言ができる人材として選任。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は監査計画等について意見交換するほか、会計監査人としての財務報告に係る内部統制の運用状況を含む会計監査の方法及び結果について報告を受けております。また、常勤監査役は会計監査人の実地棚卸に立会うなどのほか、監査講評を聴取するなど緊密に連携をとり、効率的な監査を実施しております。
常勤監査役は監査室と必要に応じ連絡会を開催し、内部統制の運用状況を含む内部監査の方法及び結果について報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梶川 融	公認会計士													
根岸 康二	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶川 融	○	----	公認会計士としての高い専門性を有し、当社の経営をその専門知識や経験から監視、監査できる人材として選任。
根岸 康二	○	----	経営に関する長年の経験と豊かな知識により、当社の経営を監視、監査できる人材として選任。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点においては、ストック・オプションの付与は行っており、株主総会で承認された役員報酬額内で、業績を踏まえ役員報酬を決定することで充分と考えております。今後につきましては、当社の経営環境等を総合的に勘案し、取締役へのインセンティブ付与について検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

役員区分ごとの報酬等の総額

2021年2月期事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

a. 取締役に支払った報酬（社外取締役に除く。）	140百万円
b. 監査役に支払った報酬（社外監査役に除く。）	11百万円
c. 社外役員に支払った報酬	35百万円

(注) 取締役に支払った報酬には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、役位及び職責等に応じた固定報酬及び業績に応じた役員賞与から構成されており、1996年9月期定時株主総会において決議された限度額（取締役は年額300百万円、監査役は年額40百万円）の範囲内で、会社の業績・収益状況を考慮して決定しております。取締役分報酬総額の各取締役への配分は、役位及び職責等に応じて設定し、その決定については取締役会の決議により、代表取締役に再一任し決定することとしております。監査役分報酬総額の各監査役への配分は、それぞれの職務に応じて算定し、監査役会において決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（社外監査役）専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会の付議案件の事前連絡及び説明など、必要に応じ経営企画、総務、人事等の関係部門が対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

当社は監査役制度を採用しており、コーポレートガバナンス報告書提出日現在取締役6名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

取締役会は、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次確認しております。また、経営環境の変化に的確に対応するため、経営と業務執行体制の強化を目指し、執行役員制度（2020年5月22日現在4名）を導入しており、取締役、執行役員及び部門責任者による経営会議を原則として月3回開催し、業務執行状況の確認を行い、業務執行の迅速化、情報の共有化及び法令遵守の徹底を図っております。

監査役会は原則として月1回開催し、状況により取締役に出席を求め、業務執行状況の説明を求め、監査業務の精度向上を図っております。また、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換により、より効果的な監査業務の実施を図っております。

会計監査は、東陽監査法人と監査契約を締結し、監査契約に基づき会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 安達 則嗣

指定社員 業務執行社員 高津 清英

指定社員 業務執行社員 岡本 徹

継続監査期間については、2005年10月以降であります。

また、監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他1名であります。

社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する事項

当社は、2006年12月開催の定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役の上垣清澄氏、木立真直氏及び大上有衣子氏並びに社外監査役の梶川融氏及び根岸康二氏との間で締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

＜責任限定契約の内容の概要＞

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会による取締役の業務執行監査のほか、監査室が内部統制監査を実施しており、当社の企業規模から経営監視機能は充分に図られていると考え、上記の体制を採用しております。また、社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しており、その経験や幅広い見識、専門的知見に基づき、客観的見地から当社業務の適正の確保・向上に資する発言を期待しそのような役割を担っていただいております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は2021年5月21日（金）に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び期末決算発表後にアナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。説明会では、代表者自身による説明をしております。	なし
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会資料を実施後速やかに掲載する等、ホームページ上での情報開示の強化に努めております。URL https://www.kakiyasuhonten.co.jp	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社においては、経営管理部が担当しております。	
その他	経営の透明性を確保するため、株主、投資家の皆様に対して積極的かつ迅速なIR活動を進めており、四半期ごとの決算情報や月次の売上高などの開示及び当社ホームページでの掲載を実施し、タイムリーディスクロージャーに努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、事務所近隣の清掃活動の他、クールビズの実施等に取り組んでおります。また、主に桑名本社近隣での施設見学や体験セミナー等、地域の食育活動にも参画しております。
その他	【女性の活躍推進に関して】 当社では、女性の活躍を推進するため、連続休暇、有給休暇の取得の推進はもとより、法定を上回る「育児休業制度」、個人のライフスタイルの変化によりキャリア選択の幅を広げる事を可能にする「地域限定社員制度」の導入等を行っております。今後も女性が活躍できる場を提供できるよう取り組みを進めてまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

(当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

1. 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針として株式会社柿安本店行動規範を定め、これを全役職員に周知徹底させる。

2. コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。

3. コンプライアンス等に関する情報について、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度(ホットライン)を整備するとともに、公益通報者保護法の趣旨に沿って制定された規程により、その運用を行う。

(当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

(当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

1. リスク管理を統括する部門としてリスク管理委員会を常設し、リスク管理規程を定めリスク管理体制の構築及び運用を行う。当委員会の委員長は、取締役副社長とする。

2. 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告することにより、これを全社的認識事項とする。

3. 監査役及び監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

(当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

1. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

2. 各担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。

3. 代表取締役は、各担当取締役・執行役員に、その執行状況を取締役会及び経営会議において報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項)

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として、当社の監査室員を指名することができる。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項)

監査役の職務を補助すべき使用人は、専ら監査役の指示に従って、その監査役の補助に専念する。

また、その任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

(当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制)

1. 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。

2. 次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告する。

・当社の財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある決定等の内容

・その他著しい損失等会社経営に甚大な影響を与える事象が発生したとき、または発生することが予想されるとき

・重大な法令違反または定款違反事実

(当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制)

当社は、監査役に対し報告した取締役、監査役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

(職務の執行について生ずる費用の前払いまたは処理に係る方針に関する事項)

当社の監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

(その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

1. 監査役、監査室は各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項につき、協議及び意見交換するなど密接な連携を図る。

2. 監査役、監査室は、会計監査人とも連携するとともに相互に牽制を図る。

3. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士及びその他の外部専門家を自らの判断で活用する。

(財務報告の信頼性を確保する体制)

金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を全うするため、内部統制システムの構築をさらに推進する。また、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況)

1. 当社は、上記に定める行動規範の中に「反社会的勢力との関係の遮断」を明記し、こうした勢力との関係は理由の如何を問わず、これを排除する。

2. 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体が潜り込むことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを充分に調査する。

3. 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士、その関係機関との緊密な連携を図る。

また、こうした勢力と対峙した場合についての教育、啓蒙を継続的に行う。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)

1. 基本方針

当社は、適切で信頼性のある企業情報を適時かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保し、ステークホルダーの理解と信頼を得るために必要不可欠であると認識しております。そのため、会社法、金融商品取引法等の法令や証券取引所が定める規則に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要であると判断される情報については、積極的に開示しております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 決定事実に関する情報

経営管理部は取締役会、経営会議等重要会議の付議事項を予め入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し、取締役会の了承を得て開示します。

(2) 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、総務、リスク管理委員会より管理本部長が報告を受け、情報集約の後、経営管理部とその開示の要否を検討し、重要事実であると判断される場合には、直ちに開示資料を作成するとともに、速やかに公表出来る体制を整えております。

(3) 決算に関する情報

経営管理部にて、決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、決算日後40日以内に公表出来る体制の構築を目標に準備を進めております。

企業統治の体制の概要

